

## 犯罪被害給付制度 Q & A その1



Q

最近、見知らぬ人の犯罪で死亡したり、ケガしたりする事件があります。例えば、最近では2008年6月8日に東京の秋葉原で起こった秋葉原通り魔事件。この事件では7人が死亡、10人が負傷しました。このような事件に巻き込まれた被害者に対し経済的な救済制度はありますか？



A

あります。犯罪被害給付制度といいます。

犯罪被害給付制度とは、例えば、秋葉原通り魔事件のように故意の犯罪で家族が亡くなった遺族や被害者が重症になったり後遺障害になったりした場合に労災保険や自賠責保険などの公的救済を受けられないあるいは加害者から損害賠償を十分に受けることができなかった場合に国から給付金を受給する制度です。



Q

給付制度の具体的な種類と内容について教えてください。



A

給付金には、

- 遺族給付金……死亡した被害者の遺族が受給できる給付金です。
- 重傷病給付金……重症な負傷または疾病になった方が受給できる給付金です。
- 障害給付金……身体に障害が残った方が受給できる給付金です。いずれも一時金として受給できます。

## 犯罪被害給付制度 Q & A その2



Q

給付金の受給要件について教えてください。



A

●遺族給付金は、以下の順に受給できます。

配偶者→配偶者がいない場合→子供。子供がいない場合→父母。父母がいない場合→孫。孫がいない場合→祖父母。祖父母がいない場合→兄弟姉妹の順番で受給できます。

●重傷病給付金の受給要件は、

加療1ヵ月以上で3日以上入院をする重傷病(負傷または疾病)。あるいは加療1ヵ月以上で3日以上にわたり働くことができないPTSD(外傷後ストレス障害)等の精神疾患を負った方が受給できます。

重傷病給付金は1年を限度として、保険診療による医療費の自己負担相当額と療養のため収入を得ることができなかった場合(休業損害)の金額を重傷病給付金として受給できます。

ただし限度額があります。

●障害給付金の受給要件は

障害(障害等級第1～14級)の被害者本人が受給できます。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも、以下の場合は給付金の一部または全部が受給されない場合があります。

- ・被害者と加害者の間に親族関係がある場合。
- ・被害者が犯罪行為を誘発したとき、被害者にもその責めに帰すべき行為があった場合。
- ・その他に、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して受給することや受給額に、社会通念上適切でないと思われる場合。

## 犯罪被害給付制度 Q & A その3



Q

犯罪被害給付制度から受給する手続について教えてください。



A

### ●遺族給付金

- ・死亡の年月日等を証明できる書類(死体検案書等)
- ・被害者との続柄がわかる戸籍謄本(附票付き、除籍簿等)
- ・被害者の収入で生計を維持していた事実を証明できる書類
- ・被害者の収入日額を証明できる書類(給与証明書、所得証明等)
- ・死亡する前の治療費(高額療養費払戻後)を証明できる書類
- ・申請者が国内に住んでいる証明書類(住民票の写し等)
- ・休業日数を証明できる書類

### ●重傷病給付金

- ・重傷病を負ったことを証明できる診断書等
- ・被保険者証の写し
- ・治療費(高額療養費払戻後)を証明できる書類
- ・被害者の収入日額を証明できる書類(給与証明書、所得証明等)
- ・申請者が国内に住んでいる証明書類(住民票の写し等)
- ・休業日数を証明できる書類

### ●障害給付金

- ・身体上の障害の状態に関する医師等の診断書  
(犯罪被害による負傷であること。負傷や疾病の症状固定日、障害等級第○級第○号など障害の内容がわかるように記載されている診断書)
  - ・被害者の収入日額を証明できる書類(給与証明書、所得証明等)
  - ・申請者が国内に住んでいる証明書類(住民票の写し等)
- 尚、申請手続きは警察署に上記必要書類を提出して行います。

## 犯罪被害給付制度 Q & A その4



Q

犯罪被害給付制度の受給金額はいくらですか？



A

### ●遺族給付金

- ・前提は、被害者が生前得ていた勤労収入(日額)を基準に、被害者の死によって遺族の生計維持がどれほど困難になるかを考慮して計算されます。

**最高額 2,964.5万円 最低額 872.1万円**

被害者が死亡前に治療した場合は、ケガをしたり病気になったりしたときから1年間の保険診療による医療費の自己負担分相当と休業損害を考慮した額の合算額を加算し受給できます。

### ・支給を受けられる遺族の範囲と順位(イロハ順)

1. (イ) 配偶者(内縁関係を含む)
  2. 被害者の収入によって生計を維持している被害者の  
(ロ) 子 (ハ) 父母 (ニ) 孫 (ホ) 祖父母 (ヘ) 兄弟姉妹
  3. 上記2の生計を維持していない被害者に該当する  
(ト) 子 (チ) 父母 (リ) 孫 (ヌ) 祖父母 (ル) 兄弟姉妹
3. の場合は

**最高額 1,210万円 最低額 320万円**

### ●重傷病給付金

- ・ケガ、病気の治療のためにかかった医療費1年間分のうち自己負担分を受給できます。 **上限額 120万円**

### ●障害給付金

- ・重度の障害(障害等級1～3級)が残った場合

**最高額 3,974.4万円 最低額 1,056万円**

- ・それ以外の場合

**最高額 1,269.6万円 最低額 18万円**